

## 歴史・文化ポータルサイト「江戸の世のひろしま探訪」ロゴマークの使用に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、その一切の権限を県が所有する、歴史・文化ポータルサイト「江戸の世のひろしま探訪」ロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定める。

### (使用条件)

第2条 ロゴマークは、広島県の歴史・文化を広くPRする目的で使用する場合にのみ、その使用を認める。

### (事務の所掌)

第3条 ロゴマークに係る事務は、環境県民局文化芸術課が所掌する。

### (使用承認の申請等)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用承認申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、あらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を省略することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 個人が個人的に使用し、又は家庭内で使用する場合
- (4) その他、知事が特に必要と認める場合

2 前項の規定は、承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

### (使用承認)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 広島県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合
- (2) ロゴマークについて、別に定める色彩等の使用上の規定（以下「使用規定」という）に従って使用しない場合
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用する場合
- (6) その他、知事が不相当と認める場合

### (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用方法)

第7条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとし、使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用規定に従って使用すること。
- (2) 申請書に記載した内容に限って使用すること。
- (3) ロゴマークを使用した物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を知事に提出すること。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (5) その他、知事が必要と認める事項を遵守すること。

(使用状況の報告等)

第8条 知事は、第4条第1項ただし書により使用の申請を省略した者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、使用者に対し、使用状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第9条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、又は使用を差し止めることができる

- (1) 使用承認書の記載内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 第5条各号に定める事項に該当した場合
- (4) この要項に違反した場合

(使用者の責任)

第10条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消し、又は使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に損害又は損失を与えた場合でも、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年10月21日から施行する。